

人事行政の運営等の状況について

(平成19年度)

大 磯 町

目 次

1 職員の任免及び職員数等に関する状況	1
(1) 職員の総数	1
(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由	1
(3) 年齢別職員構成の状況	2
(4) 採用者の状況	2
(5) 昇任制度の概要と実施状況	3
(6) 転任(人事異動)制度の概要と実施状況	3
(7) 希望降任制度の概要と実施状況	4
(8) 退職者の状況	4
(9) 公益法人等への交流の状況	4
2 職員の給与の状況	5
(1) 人件費の状況	5
(2) 職員給与費の状況	5
(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	5
(4) 職員の初任給の状況	5
(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	6
(6) 給料表の種類、級数、額等の概要	6
(7) 一般行政職の級別職員数の状況	6
(8) 普通昇給の実施状況及び昇給停止期間短縮	7
(9) 高齢層職員の普通昇給停止(延伸)制度の概要	8
(10) 職員の手当の状況	8
(11) 特別職の報酬等の状況	11
(12) ラスパイレス指数の状況	12
(13) 給与改定の概要	12
(14) 給与抑制措置の状況	13
(15) 旅費の概要	13
3 勤務時間及びその他の勤務条件	14
(1) 職員の勤務時間、休憩・休息時間の概要	14
(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況	14
(3) 特別休暇の概要	14
(4) 介護休暇の概要と取得状況	16

（５）療養休暇の概要と取得状況	16
（６）育児休業の概要と取得状況	17
（７）安全衛生管理体制の整備状況	17
4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	18
5 職員のサービスの状況	19
（１）サービスに関する基本原則の概要	19
（２）営利企業従事許可制度の概要と許可の状況	19
6 職員の研修の状況	19
（１）人事育成基本方針の概要	19
（２）研修方針・体系の概要と実施状況	19
（３）職員の勤務成績の評定制度の概要と評定結果の状況	20
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	21
（１）共済組合の短期給付及び長期給付の概要	21
（２）共済組合の福祉事業の概要	21
（３）公務災害補償の概要と実施状況	22
（４）職員の健康診断の概要	22
（５）職員のメンタルヘルスへの対応状況	22
（６）その他職員福祉のための独自の制度の概要	22
8 公平委員会の業務の状況（苦情処理、措置要求、不服申立）	22
（１）苦情処理制度の概要	22
（２）勤務条件等に関する措置要求制度の概要と状況	22
（３）不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況	22
9 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況	23
（１）定員適正化目標	23
（２）計画期間における年次別推移	23

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員の総数

一般職の職員の条例上の定数と現在の職員数(定数の範囲内で職員を置いています。)

(各年4月1日現在)

区分	職員定数	職員数(計)	(男性)	(女性)
H19年	334	282人	195人	87人
H18年	334	281人	190人	91人

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数
		平成19年	平成18年	
一般行政部門	議会	3	3	0
	総務	53	53	0
	税務	12	12	0
	民生	38	37	1
	衛生	27	26	1
	労働	0	0	0
	農林水産	5	5	0
	商工	3	3	0
	土木	24	25	△ 1
	小 計	165	164	1
特別行政部門	教育	57	57	0
	消防	42	42	0
	小 計	99	99	0
公営企業等 会計部門	下水道	8	8	0
	その他	10	10	0
	小 計	18	18	0
合 計		282	281	1

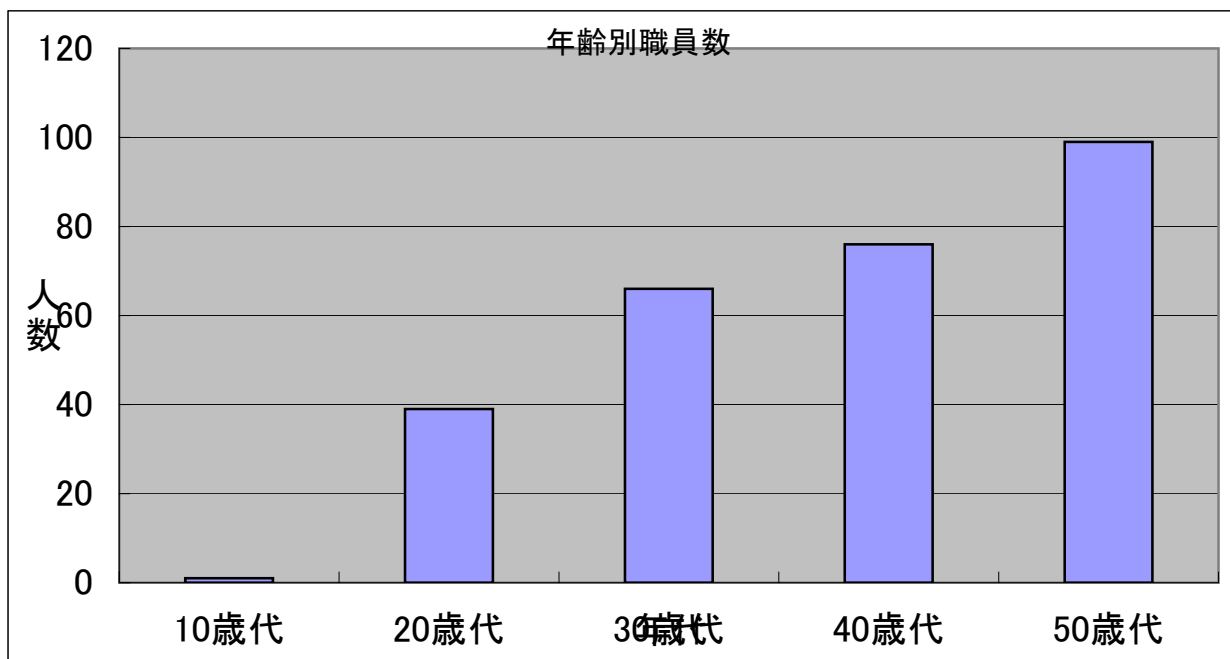
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する求職者、派遣職員
などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 企業等会計部門のその他とは、国民健康保険、介護保険の部門です。

(3) 年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)

①年齢別職員数の状況

区分	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	計
職員数	1	39	66	76	99	281



②全職員の平均年齢

	H19	H18
平均年齢	43.1	43.1

(4) 採用者の状況

①職種別採用職員数

一般行政職、消防士など、全て試験による採用を行っています。

1次試験は筆記試験と作文、体力測定、2次試験は面接を主な内容としています。

	H19年度(平成18年試験実施)			H18年度(平成17年試験実施)		
	試験採用	選考採用	計	試験採用	選考採用	計
一般行政職	7(0)	0(0)	7(0)	0(0)	0(0)	0(0)
消防職	4(0)	0(0)	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)
技能労務職	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
計	11(0)	0(0)	11(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(注) ()内は、女性の採用者数であり、内数です。

②採用試験の実施状況

年度	職種区分	受験者	一次試験 合格者	最終合格者	倍率
H19年度(平成18年試験実施)	一般行政職	69(23)	31(6)	7(0)	9.9(-)
	消防職	34(1)	9(0)	4(0)	8.5(-)
	技能労務職	-	-	-	-
	計	103(24)	40(6)	11(0)	-
H18年度(平成17年試験実施)	一般行政職	0(0)	0(0)	0(0)	-
	消防職	0(0)	0(0)	0(0)	-
	技能労務職	-	-	-	-
	計	0(0)	0(0)	0(0)	-

(注) ()内は、女性の採用者数であり、内数です。

(5) 昇任制度の概要と実施状況

町は、「大磯町職員の給与に関する条例」、「大磯町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」等に基づき、昇任を行っています。各級において、下記の級はその基準に従い、原則として内部の職員から選考し、上位の職に昇任をしています。

【一般行政職】

級	職名	昇任基準
2	主事・技師	1級在職、大学卒については1年以上、短大卒については2年以上、高校卒については2.5年以上、中学卒については5.5年以上の者
3	主任主事・主任技師	2級在職、大学卒については4年以上、短大卒については5年以上、高校卒、中学卒については6.5年以上の者

(6) 転任(人事異動)制度の概要と実施状況

職員を昇任及び降任以外の方法で他の職員の職に任命することをいいます。

平成19年度の転任(人事異動)者数 98人 (平成18年度 71人)

区分	町長部局	教育委員会	消防職	その他
部長級	5(1)	1(0)	0(0)	1(0)
課長級	10(5)	2(2)	4(0)	1(1)
その他	40(48)	14(11)	20(2)	0(1)
計	55(54)	17(13)	24(2)	2(2)

(注) 1 教育委員会には、校長、教頭、教諭等は含みません。

2 ()内は、18年度の状況です。

(7) 希望降任制度の概要と実施状況

町では、「大磯町職員希望降任制度要綱(平成16年3月制定)」に基づき行っています。

分限処分ではなく、本人の希望又は同意に基づき下位の職に任命(降任)する場合としては、親の介護、子の育児、本人の肉体的・精神的負担のため職務の軽減が必要な場合等があります。

平成18年度の降任者数 0人

(8) 退職者の状況

退職者には、以下の事由があります。

定年退職: 定年(原則60歳)により退職する場合

勧奨退職: 「大磯町の勧奨退職に関する要綱」に基づき、これに応じて退職する場合(50歳以上)により退職する場合

自己都合退職: 本人の都合により退職する場合

その他: 死亡による退職等

事由別退職者の数

(平成18年度)

	定年	勧奨	自己都合	その他	計
一般行政職	1(1)	1(5)	4(0)	—	6(6)
うち管理職	1(1)	1(3)	1(0)	—	3(4)
消防職	2(0)	1(1)	1(0)	—	4(1)
うち管理職	2(0)	1(1)	1(0)	—	4(1)
技能労務職	0(1)	—	0(0)	—	0(1)
うち管理職	—	—	—	—	—
計	3(2)	2(6)	5(0)	—	10(8)
うち管理職	3(1)	2(4)	2(0)	—	7(5)

(注) ()内は、平成17年度の状況です。

(9) 公益法人等への交流の状況

町と社会福祉法人大磯町社会福祉協議会において、職員を交流することにより、自治体及び法人の相互理解、協調関係を促進し、福祉事業の意識向上を図ることを目的として、「職員交流に関する協定書」を結び、職員の交流をしています。

平成18年度の社会福祉法人「大磯町社会福祉協議会」と交流 1人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している神奈川県市町村共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
平成18年度	33,503人	7,890,813千円	288,838千円	2,285,431千円	29.0%
平成17年度	33,403人	8,015,916千円	274,275千円	2,515,470千円	31.4%

(注) 普通会計とは、特別会計(国民健康保険事業、老人保健、介護保険事業、下水道事業)を除いたものです。

(2) 職員給与費の状況

(普通会計予算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たりの給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成19年度	265人	1,038,757千円	217,917千円	432,529千円	1,689,203千円	6,374千円
平成18年度	264人	1,054,040千円	215,545千円	427,325千円	1,696,910千円	6,428千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数及び給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(各年4月1日現在)

①一般行政職

区 分		平均年齢	平均給料月額
H19年	大 磯 町	43.3歳	341,479円
	国	40.7歳	325,724円
H18年	大 磯 町	43.2歳	347,815円
	国	40.4歳	328,477円

②技能労務職

区 分		平均年齢	平均給料月額
H19年	大 磯 町	52.5歳	281,646円
	国	48.8歳	287,094円
H18年	大 磯 町	51.5歳	280,100円
	国	48.4歳	286,500円

(注) 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

(4) 職員の初任給の状況

(平成19年4月1日現在)

区 分		大 磯 町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大 学 卒	173,500円	185,200円	170,200円	182,200円
	高 校 卒	145,400円	155,900円	138,400円	146,700円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成19年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	該当なし	303,500円	345,200円
	高 校 卒	該当なし	該当なし	296,700円

(6) 給料表の種類、級数、額等の概要

職員の給料については、職務の内容に応じて区分される「給料表」と、職務の複雑さ、困難さ、責任の度合いにより区分される「級」と、橋梁表と級に応じて定められている「号級」ごとに決められています。

(平成19年4月1日現在)

種類		級 数						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	最高額	217,700円	274,700円	336,300円	366,400円	427,800円	454,800円	482,800円
	最低額	134,000円	159,700円	228,600円	252,600円	279,100円	307,800円	339,100円
技能労務職	最高額	257,400円	299,800円	312,000円	336,900円			
	最低額	120,200円	177,100円	212,800円	241,600円			
幼稚園教諭	最高額	232,900円	293,300円	361,700円	372,500円			
	最低額	134,000円	170,200円	237,200円	260,500円			

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

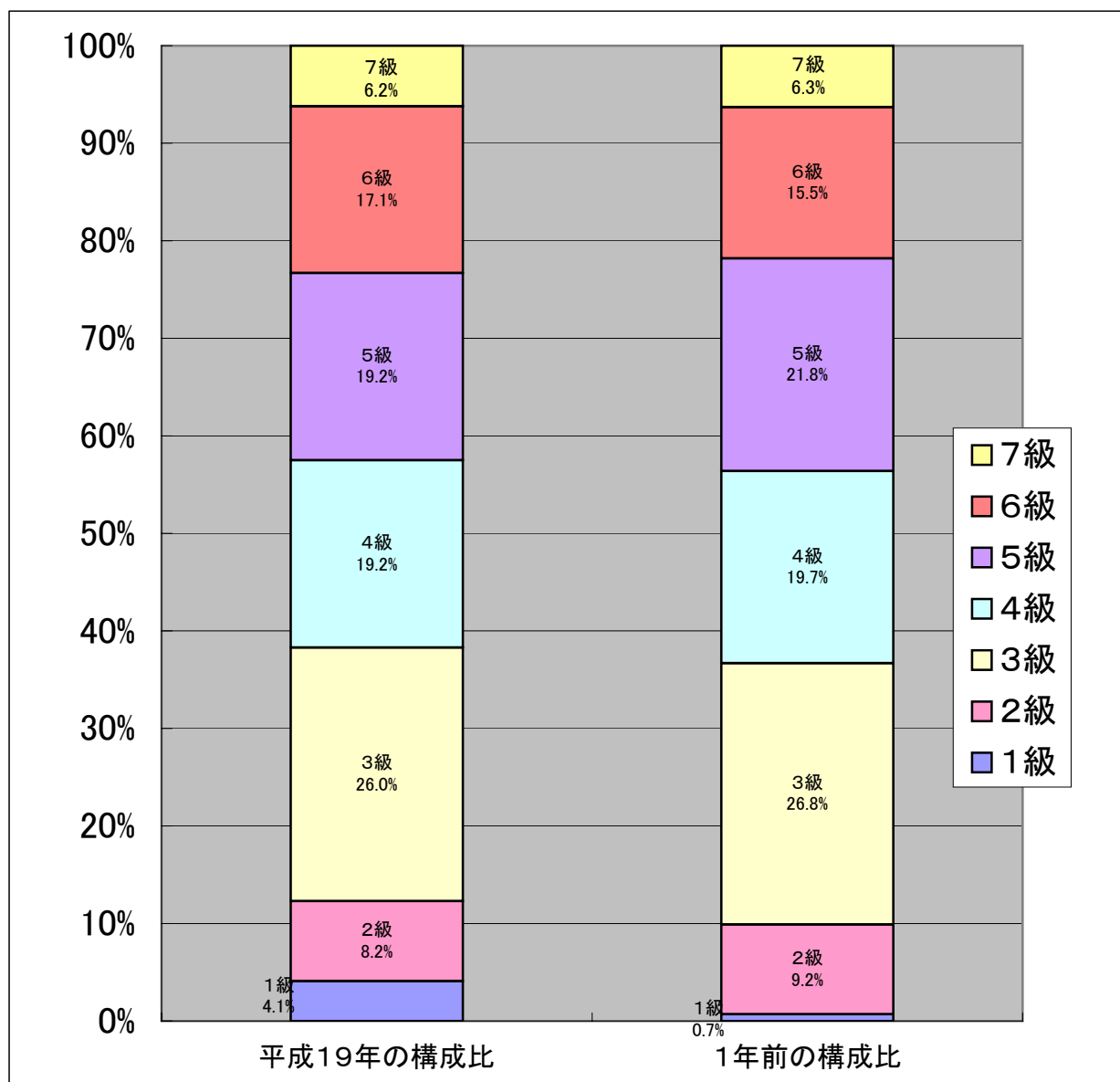
(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主 事 補	6人	4.1%
		(1人)	(0.7%)
2級	主 事	12人	8.2%
		(13人)	(9.2%)
3級	主 任 主 事	38人	26.0%
		(38人)	(26.8%)
4級	主 査	28人	19.2%
		(28人)	(19.7%)
5級	副 主 幹	28人	19.2%
		(31人)	(21.8%)
6級	課 長	25人	17.1%
		(22人)	(15.5%)
7級	部 長	9人	6.2%
		(9人)	(6.3%)

注 1 ()内の数字は平成18年度です。

2 大磯町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 普通昇給の実施状況及び昇給停止期間短縮

①普通昇給

職員が12月から24月の間良好な成績で勤務したときは1号級上位の号級に昇給させることができます。これを普通昇給といいます。

②昇給期間短縮

特別な事由により、この昇給までの期間を短縮する扱い(昇給期間短縮)として、特別昇給、初任給調整のための短縮等があります。大磯町では、初任給調整のための期間短縮のみ実施しています

	平成18年度	平成17年度
職員数 (A)	280	288
普通昇給期間(12月～24月)を短縮して昇給した職員数 (B)	0	5
比率 (B)／(A)	0.0%	1.7%

(9) 高齢層職員の普通昇給停止(延伸)措置及び昇給抑制措置の概要

高齢層職員の昇給停止(延伸)制度とは、民間企業等との均衡を図るため、一定年齢以上の職員について、昇給延伸や、昇給停止をしたりする制度です。なお、昇給延伸とは、通常12月以上で普通昇給するところが18月以上となること、昇給停止とは、普通昇給自体を行わないこと、昇給抑制とは、昇給幅を通常の職員の半分程度に抑制することです。平成18年4月より国においては、昇給停止措置を廃止し、その代替措置として昇給抑制措置を導入しておりますが、本町においては、昇給停止措置、昇給抑制措置ともに実施しております。

職種	大磯町	国	該当職員数	
			H18年度	H17年度
一般行政職	昇給抑制:55歳	昇給抑制:55歳	14	制度なし
消防職	55歳以上の昇給については、昇給幅を通常の職員の半分程度に抑制する措置	55歳以上の昇給については、昇給幅を通常の職員の半分程度に抑制する措置	0	制度なし
技能労務職			12	制度なし
一般行政職	昇給停止:57歳	—	12	8
消防職			9	5
技能労務職			2	0

(10) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

大 磯 町			国		
一人当たり平均支給額(平成18年度)			—		
1,631千円					
(平成18年度支給割合)			(平成18年度支給割合)		
期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
3.0月分		1.45月分	3.0月分		1.45月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～18%		・役職加算	5～20%	
・管理職加算	無		・管理職加算	10～25%	

② 退職手当(平成19年4月1日現在)

大 磯 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置	2%～20%加算		定年前早期退職特例措置	2%～20%加算	
一人当たり平均支給額	18,425,769円				

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

退職手当は、本町が加入する神奈川県市町村職員退職手当組合から支給されます。

③ 地域手当(平成19年4月1日現在)

支 給 実 績 (平 成 1 8 年 度 決 算)	35,327千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	127,076円		
支 給 対 象 地 域	支 給 率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全 地 域	3%	281人	地域により0～18%

④ 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支 給 実 績 (平 成 1 8 年 度 決 算)	1,053千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	27,717円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	13.6%		
手 当 の 種 類 (手 当 数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害救急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	消防職員	火災その他の災害出動	出動1回につき、200円
		救急事故出動し、被救助者の救出、救助に従事した場合	出動1回につき、200円 ----- 出動中救急救命士法に基づく処置を行った場合、出動1回につき、510円

⑤ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (平 成 1 8 年 度 決 算)	42,823千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	279,889円

⑥ その他の手当(平成19年4月1日現在)

手 当 名		本町内容及び単価等		国の内容及び単価等		支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成18年度決算)
扶養手当		配偶者	13,600円	13,000円		34,298千円	243,245円
		配偶者以外の扶養親族のうち、2人まで	6,500円	6,000円			
		扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目	7,000円	6,500円			
		配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目	11,000円	11,000円			
		その他の扶養親族	5,000円	6,000円			
		特定扶養の期間(満16歳から満22歳)にある子1人に対する加算額	5,000円	5,000円			
住居手当		借家・貸間	27,000円	家賃23,000円以下	家賃－12,000円	29,043千円	164,084円
				家賃23,000円を超え55,000円未満	(家賃－23,000円)×1/2＋11,000		
				家賃55,000円以上	27,000円		
		持 家	10,000円	新築、購入後5年間2,500円			
		そ の 他	支給なし	支給なし			
通勤手当	自転車等の交通用具を利用	2km～5km	4,000円	～5km	2,000円	16,747千円	77,530円
		5km～10km	5,200円	5km～10km	4,100円		
		10km～15km	7,300円	10km～15km	6,500円		
		15km～20km	8,900円	15km～20km	8,900円		
		20km～25km	11,300円	20km～25km	11,300円		
		25km～30km	13,700円	25km～30km	13,700円		
		30km～35km	16,100円	30km～35km	16,100円		
		35km～40km	18,500円	35km～40km	18,500円		
		40km～	20,900円	40km～45km	20,900円		
				45km～50km	21,800円		
				50km～55km	22,700円		
				55km～60km	23,600円		
				60km～	24,500円		
	交通機関等を利用	6ヶ月定期相当分を支給		6ヶ月定期相当分を支給			

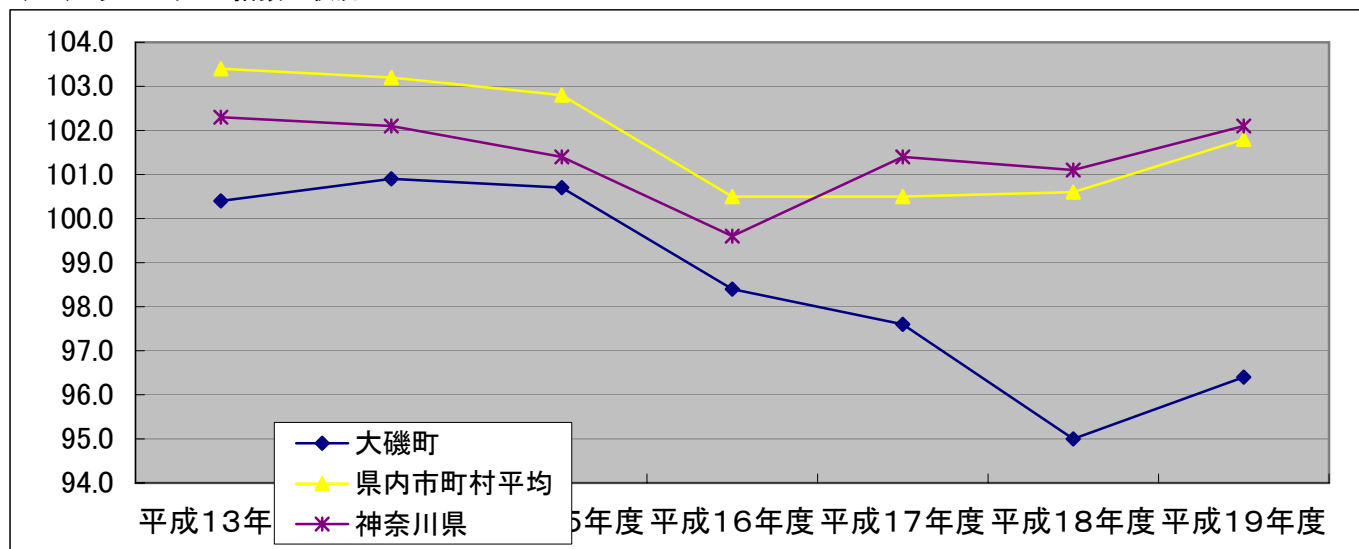
管理職手当	部長	15%	官職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の25%を限度	52,700千円	627,383円
	課長	14%			
	副主幹	12%			
管理職特別勤務手当	部長	12,000円	各管職及び区分により、勤務一回につき6,000円～18,000円の範囲内で支給（6時間を超える場合は、5割増）	205千円	7,321円
	課長	10,000円			
	副主幹	8,000円			
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に勤務1時間当たりの給与額に135／100を乗じた額を支給		休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に勤務1時間当たりの給与額に135／100を乗じた額を支給	5,060千円	133,158円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間につき勤務1時間当たりの給与額に25／100を乗じた額を支給		正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間につき勤務1時間当たりの給与額に25／100を乗じた額を支給	2,070千円	76,653円
宿日直手当	勤務1回につき、6,700円		勤務1回につき、4,200円～20,000円を支給	804千円	11,824円

(11) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等
給 料	町 長 767,000 円
	副 町 長 623,000 円
	収 入 役 廃 止
報 酬	議 長 423,000 円
	副 議 長 344,000 円
	議 員 315,000 円
期末手当	町 長 (平成18年度支給割合)
	助 役 4.40月分
	収 入 役
	議 長 (平成18年度支給割合)
退職手当	副 議 長 4.40月分
	議 員
	(算定方式) (支給時期)
	町 長 給料月額×勤続月数×37.5／100 任期ごと
	副 町 長 給料月額×勤続月数×25／100 任期ごと
	収 入 役 給料月額×勤続月数×20／100 任期ごと

※平成19年4月より「助役」を「副町長」に名称変更し、収入役を廃止しております。

(12) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の大磯町職員の給与水準を示す指数です。

2 市町村の平均ラスパイレス指数は、各市町村のラスパイレス指数の単純平均ではありません。

(ラスパイレス指数の算出方法)

国家公務員について、それぞれを学歴別・経験年数別に区分し、大磯町職員の構成が国家公務員と同一であると仮定のうえ、区分ごとに大磯町職員と国家公務員の給料を比較して算出します。

表

	大磯町	県内市町村平均	神奈川県
平成13年度	100.4	103.4	102.3
平成14年度	100.9	103.2	102.1
平成15年度	100.7	102.8	101.4
平成16年度	98.4	100.5	99.6
平成17年度	97.6	100.5	101.4
平成18年度	95.0	100.6	101.1
平成19年度	96.4	101.8	102.1

(13) 給与改定の概要

人事院が国家公務員の給与に対して行った勧告(人事院勧告)に基づく改正の経過

(一般職)

項 目	大磯町の改定状況	実施時期	国
給料	△3. 0%改定	H17.12～	△3. 0%改定
	平均△4. 8%改定(最高△7. 0%)	H18.4～	平均△4. 8%改定(最高△7. 0%)
手当	配偶者に係わる扶養手当を500円減額	H17.12～	配偶者に係わる扶養手当を500円減額
	勤勉手当における支給率を年0. 5ヶ月増	H17.12～	勤勉手当における支給率を年0. 5ヶ月増
	調整手当を廃止、地域手当を新設	H18.4～	調整手当を廃止、地域手当を新設
	調整手当支給率8～10%から地域手当を一律3%に改定	H18.4～	地域手当を0～最高18%支給に改定

(常勤特別職:町長・助役・収入役・教育長)

項 目	大磯町の改定状況	実施時期	国
手当	調整手当を廃止、地域手当を新設	H18.4～	調整手当を廃止、地域手当を新設
	調整手当支給率8%から地域手当3%に改定	H18.4～	地域手当を0～最高18%支給に改定

(14) 給与抑制措置の状況

(一般職)

行財政改革のため、平成16年4月から調整手当を支給率一律10%から部長・課長級の支給率8%(△2%)に、副主(技)幹・主査級の支給率を9%に削減するとともに、管理職手当を部長級15%(△3%)・課長級14%(△3%)・副主(技)幹級12%に削減を実施しています。(「調整手当」においては、現在、「地域手当」に名称が変更になり、国の基準に基づき、一律3%となっております。)

(常勤特別職:町長・助役・収入役・教育長)

行財政改革のため平成13年度から期末手当を町長50%、助役30%、収入役及び教育長20%カットを実施しています。なお、平成19年4月より「助役」を「副町長」に名称変更し、収入役を廃止しました。

(15) 旅費の概要

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の旅費によって計算されます。鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊賃及び赴任旅費の6種類です。

3 勤務時間及びその他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間、休憩・休息時間の概要

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までの1日8時間、週40時間です。8時間のうち45分の休憩時間及び30分(15分が2回)の休息時間があります。

8:30	12:00	12:45	13:00	17:15
勤務時間		休憩時間	休息時間	勤務時間(休息時間は、13:15～17:00の間に適宜15分を取得)

(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。各年1月1日から12月31日の間で取得します。

H18年の平均取得日数	H17年の平均取得日数
5.7	5.8

(3) 特別休暇の概要

年次休暇以外にも、特別な理由に該当する場合は、特別な休暇があります。

内容	具体的な内容	期間
感染症の予防及び医療による休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断又は隔離	必要と認められる期間
公民権の行使のための休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
官公署への出頭による休暇	職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
骨髄提供のための休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のための配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
結婚	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日から連続する5日の範囲内の期間
出産する予定の女性職員の休暇	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合	出産予定日前6週間(多胎妊娠にあっては、14週間)目に当たる日から申し出た期間

女性職員の出産	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
職員の生後1年未満の子の保育	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合(男性職員にあっては、配偶者がこの休暇を承認され、取得する分を除く)	1日2回それぞれ30分以内の期間
妊娠中の女性職員の通勤緩和	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の程度が母体の健康維持に重大な影響を与える程度に及ぶものであると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて1日につき1時間を越えない範囲内の時間
妊娠中、出産後1年以内の女性職員の保健休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産まで1週間に1回、産後1年まではその間に1回必要と認められる時間
職員の妻の出産	職員の妻(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	出産の日から1週間以内で3日の範囲内の期間
就学前の子の育児休暇	小学校就学の式に達するまでの子(配偶者の子を含む)を養育する職員が、負傷又は疾病にかかった子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日の範囲内の期間
女性職員の生理休暇	女性職員が生理のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	原則として2日を越えない範囲内で必要とする場合
服忌(職員の親族の葬儀等)のための休暇	職員の親族(別表中の親族)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ別表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復する日数を加えた日数)
服忌(職員の父母の追悼行事)のための休暇	職員の父母の追悼のための特別な行事(父母の死後50年以内に行われるものに限る)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月まで(任命権者が別に指定する場合は、その期間)の期間の内における週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
風水震災等による住居損壊等の復旧作業のための休暇	地震、水害、火災その他の災害により、職員の現住居が消失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のために勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間

風水震災・交通機関の不可抗力の事故のため休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により、職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
風水震災等による出勤途上の危険回避のための休暇	地震、水害、火災その他の災害において、職員が出勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間

別表

親族		日数
配偶者(届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)		10日
血族	父母	7日
	子	5日
	祖父母、兄弟姉妹	3日
	孫、伯叔父母	1日
	兄弟姉妹の子	1日
姻族	配偶者の父母、父母の配偶者	3日
	配偶者兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者	2日
	配偶者の子、配偶者の祖父母、配偶者の伯叔父母	1日
	この配偶者、祖父母の配偶者、伯叔父母の配偶者	1日
	配偶者の兄弟姉妹の子、兄弟姉妹の子の配偶者	1日

(4) 介護休暇の概要と取得状況

職員が要状態にある家族を介護するための休暇制度があり、連続する6月取得することができます。

介護休暇は1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

	取得者数	
	H18年度	H17年度
介護休暇	0	1

(注) 1 ()内は、女性の内数です。

2 前年度から継続して取得している人を含みます。

(5) 療養休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明に基づき、療養するために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

	取得者数	
	H18年度	H17年度
療養休暇	25(16)	26(8)

(注) 1 ()内は、女性の内数です。

2 前年度から継続して取得している人を含みます。

(6) 育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。
また、育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

	取得者数	
	H18年度	H17年度
育児休業	5(5)	4(4)
部分休業	0(0)	0(0)

(注) 1 ()内は、女性の内数です。

2 前年度から継続して取得している人を含みます。

(7) 安全衛生管理体制の整備状況

事業場の規模及び業種によって、安全衛生管理者等を選任、設置する必要があります。

組織等	説明	H19年度		H18年度	
		設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数
総括安全衛生管理者	安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者。	0	0	0	0
安全管理者	総括安全衛生管理者のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者。	0	0	0	0
衛生管理者	総括安全衛生管理者のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者。	1	0	1	0
安全衛生推進者等	安全衛生管理者及び衛生管理者の専任が義務されていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者。	11	0	11	0
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師。	1	0	1	0
安全委員会管理者	労働者の危険を防止するための基本対策等で安全に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会。	0	0	0	0

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

① 分限処分者

分限処分：職員がその職責を十分に果たすことのできない一定の理由がある場合に、公務の能率や維持を目的として、

職員の意に反して行う行政処分のこと

処分事由	降任	免職	休職	降級	合計
勤務実績が良くない場合	0 (0)	0 (0)			0 (0)
心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	13 (6)		13 (6)
職に必要な適性を欠く場合	0 (0)	0 (0)			0 (0)
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0 (0)	0 (0)			0 (0)
刑事事件に関し起訴された場合			0 (0)		0 (0)
計	0 (0)	0 (0)	13 (6)	0 (0)	13 (6)

(注) ()内は、17年度の状況です。

② 懲戒処分者

懲戒処分：職員に一定の義務違反がある場合に、道義的責任を追求し秩序を維持することを目的として行われる

制裁的処分のこと。

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) ()内は、17年度の状況です。

5 職員の服務の状況

(1) 服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務違反	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

(2) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

許可人数:6名(消防団員、建築物等実態調査調査員など)

6 職員の研修の状況

(1) 人材育成基本方針の概要

大磯町は、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針「大磯町人材育成基本方針」を平成17年3月に策定しました。

(2) 研修方針・体系の概要と実施状況

① 研修方針

①職場(内)研修(OJT):職場内において職務を通じて行われる研修、②職場外研修(OffJT):本来の職場から離れて一定期間集中的に行う研修と、③自己啓発:職員が自分に必要な知識や能力を自ら認識し、自分の意志をもって能力の開発・向上のために学習することを組み合わせることにより、適切に能力開発が行われるよう研修を実施しています。

② 実施状況

研 修 の 種 類		平成18年度	平成17年度
修 研 内 庁	新採用職員研修	0	3
	議会傍聴研修	実施なし	3
	人権研修	111	106
	評価者研修	72	59
	コミュニケーション力強化研修	16	実施なし
	三町合同研修	3	5
	一市二町合同研修	9	10
	一市一町合同新任課長職研修	5	実施なし
修 研 遣 派	新採用職員	0	3
	職員初級	プレゼンテーション	3
		企画力開発	2
	職員中級	住民との協働研修	0
		ディベート研修	2
		政策形成マインド研修	2
	監督者	コーチング研修	3
		職場研修指導者養成	2
		クレーム対応	1
		マネジメント研修	1
	課長級	マネジメント研修	0
	部長級	自治セミナー	2
	専門研修	21	22
	情報化研修	27	9
	技術研修	2	5
	県市町村共同研修	4	1
	市町村職員課題研究	0	1
合 計		291	245

(3) 職員の勤務成績の評定制度の概要

職員の執務について勤務成績の評価を統一的に行い、職員の指導及び監督の有効な指針とするとともに、公正な人事管理を行い、職員の勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的とする制度です。

① 能力行動意欲評価

町では、①職員の能力の育成をし、その能力を最大化することにより、組織力を高めること、②町組織のポストや給与原資を公平かつ納得のある配分をすること、③地方公務員法第40条に規定された勤務評定制度の趣旨を実際に生かすことを目的として平成16年9月に「大磯町人事評価の実施に関する要綱」を施行しています。

(能力行動意欲評価)

町では、平成16年9月に一般行政職を対象に第1回目の能力行動意欲評価を実施し、現在は全職員を対象に実施しています。

評定期間：基準日前、同年度4月1日からの期間

評価段階：5段階

② 目標管理(業績評価)

町では、目標管理による目標の達成度合いを業績評価とし、組織及び個人の目標を明確にし、その管理を行うことにより、職員一人ひとりの仕事に対する意欲や能力の向上、自己実現・自己成長及び、管理監督者の指導育成能力の強化を図り、人材育成を推進し、しいては行政サービスの向上をその目的とした、「大磯町職員の目標管理に関する実施要綱」を平成17年8月に施行し、現在試行段階です。

実施期間：毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間

評価：点数制(マトリックス表を使用)

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の短期給付及び長期給付の概要

町の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合に加入して、短期・長期給付を受けることができます。

(幼稚園職員等一部の職員は公立学校共済組合に加入しています。)

短期給付

法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業などの場合に支払われる給付
	災害給付	災害などに支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付以外の給付

共済組合の長期給付(厚生年金相当部分、職域年金相当部分)

退職給付	退職共済年金	職員(共済組合員)期間等25年以上の者が退職した場合で、65歳に達したときに支給
障害給付	障害共済年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
	障害一次金	軽度の障害の状態のときに支給
遺族給付	遺族共済年金	組合員が死亡したときに遺族に支給

国民年金からの給付(基礎年金)

老齢基礎年金	職員(共済組合員)期間等25年以上の者が退職した場合で、65歳に達したときに支給	
障害基礎年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給	
遺族基礎年金	組合員が死亡したときに支給	

(注) 神奈川県市町村職員共済組合は、常勤する職員を組合員として組織される団体や職員からの掛金と地方公共団体からの負担金などにより運営されています。

(2) 共済組合の福祉事業の概要

福祉事業としては、職員(組合員)の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、保養所の経営などの宿泊事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業など職員の福祉のための事業を行っています。

保健等事業	人間ドックの補助金、ちとせ荘(直営保養所)や委託保養所の利用助成券の配布、球技大会などの実施
保養所経営	保養所ちとせ荘を直営にて経営
貸付事業	普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学貸付など
貯金事業	給料から天引きにより貯金
物資の斡旋事業	自動車代金の立て替え払いをし、割賦により職員から返済を受ける

(3) 公務災害補償の概要と実施状況

公務において、災害が発生し、職員が傷病したり、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

区分		H18年度		H17年度	
		傷病	死亡	傷病	死亡
通勤災害	新規認定件数	0	0	0	0
公務上の災害	新規認定件数	3	0	3	0

(4) 職員の健康診断の概要

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年1回実施しており、職員の健康に配慮しています。

また、適正な執務環境に向けて、健康診断をもとにした健康相談を委託し、執務環境の改善に取り組んでいます。

(5) 職員のメンタルヘルスへの対応状況

職員のメンタルヘルス(心の健康)に対しては、メンタルヘルス相談窓口を委託し、随時相談を受けられるようにしており、専門の職員が相談に応じています。

(6) その他職員福祉のための独自の制度の概要

大磯町には、職員の互助共済のための「互助会」は設置されていません。

8 公平委員会の業務の状況(職員の福祉及び利益の保護の状況)

(1) 苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申し出及び相談を公平委員会等にすることができます。

(2) 勤務条件等に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

H18年度 当初係属 件数	新規申立件数	処理件数					H18年度末 係属件数
		申立容認	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

H18年度 当初係属 件数	新規申立件数	処理件数					H18年度末 係属件数
		申立容認	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

9 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

本町では、平成9年に簡素で効率的な行政運営を目指すとともに、地方分権の推進に伴う権限の移譲や複雑多様化する行政需要に対応するため、定員適正化計画(以下「計画」という。)を策定し、定員の削減に努めてきました。

平成14年度に当該計画期間が満了となりましたが、更に町財政が厳しさを増す現状を踏まえ、平成17年8月に第2次定員適正化計画を策定し、新たな行政課題や社会情勢の変化に弾力的かつ的確に対応するため、計画的な定員管理に取り組みます。

(1) 定員適正化目標

計 画 期 間	
始 期	終 期
H18年度	H22年度
数 値	目 標
286	260

(2) 計画期間における年次別推移 平成17年8月現在

部門		区分	計画前年	H18	H19	H20	H21	H22
一 般 行 政 部 門		退職職員数		△ 2	△ 2	△ 8	△ 5	△ 11
		採用職員数		0	0	4	2	4
		任用替え等		0	0	4	0	0
		小 計	169	167	165	165	162	155
特 別 行 政 部 門	教 育	退職職員数		△ 1	△ 1	△ 3	△ 2	△ 3
		採用職員数		0	0	0	0	0
		任用替え等		0	0	△ 5	0	0
		小 計	60	59	58	50	48	45
	消 防	退職職員数		0	△ 2	△ 5	△ 2	0
		採用職員数		0	2	4	2	0
		任用替え等		0	0	1	0	0
		小 計	43	43	43	43	43	43
公 営 企 業 等		退職職員数		0	0	0	0	0
		採用職員数		0	0	0	0	0
		任用替え等		0	0	0	0	0
		小 計	17	17	17	17	17	17
合 計		退職職員数		△ 3	△ 5	△ 16	△ 9	△ 14
		採用職員数		0	2	8	4	4
		任用替え等		0	0	0	0	0
		小 計	289	286	283	275	270	260